

京都地方税機構広域連合長等の報酬の特例に関する条例

平成21年 8 月19日
京都地方税機構条例第16号

広域連合長及び副広域連合長の報酬は、京都地方税機構報酬及び費用弁償条例（平成21年京都地方税機構条例第13号）第2条第1号の規定にかかわらず、当分の間、これを支給しない。

（平21条例26・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。